

提出書類について（調査該当組合員用）

1 認定を継続する場合

ア 「被扶養者認定継続申告書」

※【記入例】を参考にしてください（公立学校共済組合大阪支部のホームページに掲載）。

イ 調査対象となった被扶養者の令和7年度（令和6年分）「所得（課税・非課税）証明書」（市区町村の役所にて申請のうえ発行。マイナカードを利用している方はコンビニでも可）。

※ 「同意書」〈別紙3〉の提出により、「所得（課税・非課税）証明書」の提出を省略することができます。ご希望の場合、〈別紙3〉裏面の「**個人番号を利用した短期給付関係の情報連携における添付書類の省略について**」をご確認のうえ、提出してください。

※ 現在、無収入であっても、「所得（課税・非課税）証明書」に何らかの収入がある場合は、下表エ認定を継続する事由により必要な書類①～⑤の提出が必要になります。

ウ 「扶養事情説明書（所得調査用）」〈別紙1〉

※【記入例】を参考にしてください（公立学校共済組合大阪支部のホームページに掲載）。

エ 認定を継続する事由により必要な書類（①～⑧に該当するときは提出してください。）

①	年金を受給している場合	・年金の「決定通知書」または最新の「年金振込通知書」の写し ※年金には、国民年金、厚生年金、共済年金、農業者年金、企業年金、個人年金、恩給等を含みます。なお、障害、遺族に係る年金等も所得に該当します。
②	パート・アルバイト等で勤務している場合	【現在も就労している場合】 ・令和7年分（1月～12月分）に係る「給与支払（見込）証明書」〈別紙2〉 ※勤務先で証明が難しい場合は、「給与明細書」の写しを提出してください。 【既に退職しているが、令和6年または7年中に就労していた場合】 ◎雇用保険に加入していた場合 ・「雇用保険受給資格者証」又は「雇用保険被保険者離職票1・2」の写し ◎雇用保険に未加入であった場合 ・「退職証明書」又は「源泉徴収票（退職日が記載されているもの）」の写し ※「退職証明書」が取れない場合は、「扶養事情説明書（所得調査用）」〈別紙1〉の「特記事項」欄に退職日・雇用保険未加入であった旨を記入してください。
③	事業所得・不動産所得・農業所得等を有し、確定申告をしている場合	・令和6年分の「確定申告書」及び「収支内訳書」の写し 《必要経費として認められないもの》 租税公課・減価償却・貸倒引当金・広告宣伝費・接待交際費等
④	株の配当金、株取引、不労収入がある場合	【確定申告を行っている場合】 ・最新の「確定申告書」及び「収支内訳書」又は損益計算書の控え 【確定申告を行っていない場合】 ・特定口座の「年間取引報告書」の写し等、収入額を明らかにする書類の写し
⑤	雇用保険を受給している（していた）場合	・「雇用保険受給資格者証」の写し（両面）
⑥	調査対象者が別居している場合	・別居先の世帯全員の「住民票」 ※別居先の世帯に19歳以上の同居者がいる場合、世帯収入の確認のため、同居者の令和7年度（令和6年分）「所得（課税・非課税）証明書」が必要です。 （収入がない場合も、それを証明するために提出が必要です。）
⑦	扶養認定における所得限度額を超えているが、特例等に該当する場合	◎「年収の壁・支援強化パッケージ」における一時的な収入変動である場合 ・事業主の証明 ◎ 新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事していた場合（令和6年3月末まで） ・「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事した際の収入に係る申立書」 ※各特例の詳細や提出様式については、支部HP「お知らせ」をご覧ください。

- ⑧ 《国内居住要件》 調査対象者の住民票が日本国内にない場合
国内居住要件の例外に該当することを確認する書類

例外該当事由	提出書類
(ア) 外国に留学する学生	査証、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
(イ) 外国に赴任する組合員に同行する者	査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
(ウ) 就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
(エ) ア～ウに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	※個別の判断が必要になるため、資格担当へご相談ください。

- ※ 提出書類の確認後、対象者へ「海外居住に関する申立書」を送付しますので、ご提出ください。
※ 上記の例外該当事由に該当しない場合は、その状況により遡って取消しすることがあります。

2 認定の取消申告をする場合

総務事務システム (SSC) により「電子申請」で取消の入力後、次の取消理由及び当該事由の発生年月日が確認できる書類、及び「組合員被扶養者証」もしくは「資格確認書 (有効期限内のもの)」(交付者のみ)、「高齢受給者証」(交付者のみ)を添えて提出してください。

【扶養手当を受給している場合の提出先】

- ・学校総務サービス課 府立学校グループ (教育庁職員等は、総務サービス課)

【扶養手当を受給していない場合の提出先】

- ・公立学校共済組合大阪支部 資格担当

<取消理由及び当該事由の発生年月日が確認できる書類>

● 就職している場合

- ・就職先の「資格確認書」の写しまたは社会保険の加入日が確認できる書類の写し、事業主の「採用辞令」・「就職証明書」等就職年月日が記載されたものの写し。

● 所得限度額を超えている場合

- ・取消日の確認のため「エ 認定を継続する事由により必要な書類」①～⑤を参照し、必要書類を提出してください。
- ・一時的な収入超過の場合は、「事業主の証明」により認定を継続することが可能です。
詳細については、当共済組合ホームページ「お知らせ」をご確認ください。

● 同居を要件とする被扶養者が別居した場合

- ・別居した日付が確認できる「住民票」

※ 状況によっては、上記以外の書類を提出していただく場合もあります。

3 その他

当支部資格担当の様式は、[公立学校共済組合大阪支部](https://www.kouritu.or.jp/osaka/) HP (<https://www.kouritu.or.jp/osaka/>)

→様式集 (諸用紙のダウンロード) →組合員資格等関係の様式 からダウンロードすることができます。

